

大川広域行政組合消防公印規程

〔平成 3年 9月30日〕  
訓 令 第 5 号

改正 平成 5年 2月16日訓令第 2号 平成15年 4月 1日訓令第 2号  
平成16年 3月29日訓令第 8号 平成18年 3月24日訓令第 2号

(総則)

第 1 条 大川広域行政組合消防本部及び消防署の公印については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において「公印」とは、行政文書を作成するために使用する庁印及び職印をいう。

(名称及び様式等)

第 3 条 公印の名称、寸法、書体、公印保管者、用途及び個数は、別表第 1 のとおりとし、公印のひな型は、別表第 2 のとおりとする。

(規則の準用)

第 4 条 公印の保管、使用の責任、新調、改刻、告示及び公印台帳については、大川広域行政組合公印規則（平成 3 年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第 7 号）を準用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 2 月 1 6 日訓令第 2 号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 5 年 4 月 1 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 6 年 3 月 2 9 日訓令第 8 号）

この訓令は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 3 月 2 4 日訓令第 2 号） 抄

(施行期日)

1 この訓令は、大川広域行政組合情報公開条例（平成 1 8 年大川広域行政組合条例第 2 号）の施行の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

公印番号	名称	寸法 (ミリメートル)	書体	公印保管者	用途	個数
1	大川広域行政組合管理者印 (消防専用)	方21	れい書	総務課長	管理者名をもって発する行政文書のうち消防事務専用	1
2	大川広域消防本部印	方15	れい書	総務課長	大川広域消防本部名をもって発する行政文書	1
3	大川広域消防本部消防長印	方21	れい書	総務課長	大川広域消防本部消防長名をもって発する行政文書	1
4	大川広域消防長印	方15	れい書	消防長	消防長名をもって発する行政文書	1
5	大川広域東消防署長印	方21	れい書	東消防署長	東消防署長名をもって発する行政文書	1
6	大川広域西消防署長印	方21	れい書	西消防署長	西消防署長名をもって発する行政文書	1

別表第2（第3条関係）

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4
大川広域 行政組合 管理者印 消防専用	本域大 部消川 印防広	大川広域 消防本部 消防長印	長域大 之消川 印防広
No. 5	No. 6		
署東広大 長消 印防城川	署西広大 長消 印防城川		